

## 審 査 基 準

A-a-10  
令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第9条第1項
処 分 の 概 要：営業所の構造又は設備の変更の承認
原権者（委任先）：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第3条第2項（公安委員会が付した条件）、第4条第2項第1号（構造及び設備の技術上の基準）、第9条第2項（承認の基準） 添付書類府令第1条第1号～第3号（変更承認申請書の添付書類） 規則第1条（変更承認申請書の提出）、第7条（構造及び設備の技術上の基準）、第19条（変更の承認の申請）
審 査 基 準：
標準処理期間：別紙のとおり
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 合 せ 先：愛知県警察本部生活安全部保安課営業係 (電話052-951-1611 内線3184)
備 考： 「風営適正化法」及び「法」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）を指す。 「添付書類府令」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号）を指す。 「規則」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）を指す。 法令の定めの解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和7年11月28日 警察庁生活安全局）第12の8及び第17の1を参照すること。